（内閣官房組織令の一部改正）

**第三十一条**　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第四条の二第三項中「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」を「及び内閣危機管理監」に改める。

第六条第三項中「六十七人」を「六十四人」に改め、同項ただし書中「四十五人」を「四十二人」に改める。

第八条第三項中「九十二人」を「九十人」に改め、同項ただし書中「二十四人」を「二十二人」に改める。

第十条の見出し中「及び内閣情報通信政策監」を削り、同条第二項を削る。

附則第四項中「六十七人」を「六十四人」に、「七十六人」を「七十三人」に、「四十五人」を「四十二人」に、「五十四人」を「五十一人」に改める。

附則第六項中「九十二人」を「九十人」に、「九十一人」を「八十九人」に、「二十四人」を「二十二人」に、「二十三人」を「二十一人」に改める。

附則第七項中「九十二人」を「九十人」に、「百四人」を「百二人」に、「二十四人」を「二十二人」に、「三十六人」を「三十四人」に改める。

（内閣法制局設置法施行令の一部改正）

**第三十二条**　内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び内閣府」を「、内閣府及びデジタル庁」に、「法務省」を「デジタル庁、法務省」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

**第三十三条**　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十七号から第三十九号までを削り、第四十号を第三十七号とし、第四十一号を第三十八号とし、同条第四十二号中「第十四条第十三号」を「第十四条第十号」に改め、同号を同条第三十九号とし、同条中第四十三号を第四十号とし、第四十四号から第五十一号までを三号ずつ繰り上げる。

第九条第三項中「十人」を「九人」に改める。

第十四条中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第二十三号までを三号ずつ繰り上げる。

（復興庁組織令の一部改正）

**第三十四条**　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号） | 第二条 | 及びデジタル庁 | 、デジタル庁及び復興庁 |
| | | 、デジタル庁 | 、デジタル庁、復興庁 |

附則第七条第一項の表地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号） | 第二条第一項 | デジタル庁 | デジタル庁、復興庁 |

附則第七条第一項の表国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号） | 第五条第一項第三号 | 第十三条第一項の職 | 第十三条第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職、同法第十七条第一項の地方機関の長 |
| | 第五条の二第二項 | 第十七条第一項の地方支分部局の長 | 第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法第十七条第一項の地方機関の長 |

附則第七条第一項の表指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の項から武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）の項までを次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号） | 第二条第二項 | 若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項 | 、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項 |
| 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四百十一号） | 第十五条第一項 | 第十三条第一項の職 | 第十三条第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長 |
| 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号） | 第二条第一項第六号及び第六条第一項第一号 | デジタル庁 | デジタル庁、復興庁 |
| 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号） | 第六条第一号 | 及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項 | 、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項 |
| | 第六条第二号、第四十二条第一号及び第百二十三条第一項第一号 | 及びデジタル庁 | 、デジタル庁及び復興庁 |
| | 第一項の表内閣総理大臣の項 | 及びデジタル庁の | 、デジタル庁及び復興庁の |
| 次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号） | | 及びデジタル庁 | 、デジタル庁及び復興庁 |
| 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号） | 第十五条第二項 | 第十三条第一項の職 | 第十三条第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長 |